

情報通信審議会 電気通信事業政策部会（第2回）議事録

第1 開催日時及び場所

平成20年10月28日（火） 14時00分～14時40分

於、総務省第1特別会議室

第2 出席委員（敬称略）

東海 幹夫（部会長）、辻 正次（部会長代理）、斉藤 聖美、酒井 善則、

高橋 伸子、安田 雄典

（以上5名）

第3 出席臨時委員

根岸 哲

第4 出席関係職員

(1) 総合通信基盤局

桜井 俊（総合通信基盤局長）、安藤 友裕（総合通信基盤局総務課長）、

淵江 淳（事業政策課長）、古市 裕久（料金サービス課長）、

村松 茂（料金サービス課企画官）

(2) 事務局

副島 一則（情報通信国際戦略局情報通信政策課管理室長）

第5 議題

諮問事項

ユニバーサルサービス制度の在り方について

【平成20年4月22日付け情報通信審議会諮問第1208号】

開 会

○東海部会長 定刻でございますので、ただいまから第2回情報通信審議会電気通信事業政策部会を開催させていただきたいと思っております。

本日は、委員及び臨時委員7名全員がご出席されておられますので、定足数を満たしております。なお、会議は公開でございます。

議 題

諮問事項

ユニバーサルサービス制度の在り方について【平成20年4月22日付け情報通信審議会諮問第1208号】

○東海部会長 それでは、お手元の議事次第に従いまして、議事を進めてまいりたいと思っております。本日の議題は1件でございます。

諮問第1208号、ユニバーサルサービス制度の在り方について審議をさせていただきます。本件は、本年の4月22日に開催の当部会におきまして、総務大臣から諮問をされまして、その後ユニバーサルサービス政策委員会において検討を行っていただいたところでございます。

本日は、ユニバーサルサービス政策委員会の、主査代理でいらっしゃいます酒井先生から、委員会での検討結果についてご報告をいただきたいと思います。酒井先生、お願いいたします。

○酒井委員 酒井でございます。それでは、ユニバーサルサービス政策委員会において調査した結果の概要についてご報告いたします。

本件は、先ほど東海部会長の話がありましたように、4月22日に総務大臣から諮問を受けまして、それをもとにユニバーサルサービスの範囲とか、ユニバーサルサービスの維持にかかわる費用の算定方法及びその費用をどう負担するかという負担方法、さらにはユニバーサルサービス制度の在り方につきまして、調査検討を積み重ねてまいりました。まず、5月9日に自由討議を行いました後、事業部会との合同ヒアリングを経て

論点整理を行いまして、各論点の討論につきまして4回、それから今月7日に報告書の骨子案を討論いたしまして、21日に報告書(案)をそれぞれ検討いたしました。

特に、その中でもユニバーサルサービスの維持にかかわる費用の算定方法とか、その負担方法、さらには、IP化に従いまして、だんだん電話もIP化していきますので、その進展に伴いますコストの算定方法の見直し、こういったものに関しましては、複数回にわたり議論を行いました。また、2010年代初頭以降におけるユニバーサルサービスはかなりいろいろ変わることも考えられますので、その検討課題につきましても課題整理を行いました。こうして、合計10回程度に及びます精力的な調査審議を経まして、お手元にあります資料2-1の報告書がございます。これを報告書として取りまとめました。

目次をあけていただきますと、この報告書でございますように、まず年代的に分けておりまして、第1章、2009～2011年度のユニバーサルサービス制度ということで、今後の3年間に適用すべき制度として、ユニバーサルサービスの範囲とかコストの算定、負担方法、制度等につきまして、考え方をまとめました。続きまして2章が、2010年代初頭以降のユニバーサルサービス制度ということで、具体的には、光IP電話の加入者が音声電話の利用者総数の過半を占めることになった時点を想定しまして、まず最初に、その次にPSTNからIP網への移行が完了するまで、こういったところを第1期といたしまして考えました。次にPSTNからIP網への移行が完了した後、これを第2期と。この第1期、第2期と書いてあるのはそういった意味でございます。この2つの段階に分けまして、平成24年度以降を対象とする次期の制度見直しに資するための課題の整理も行いました。第3章は、次期見直しに向けた課題についてとなっておりますけれども、平成24年度以降に適用する制度を検討する次期見直しが円滑に着手できますように、あらかじめ整理しておくべき課題の提示を行いました。

これが検討の概要でございますまして、詳細につきまして事務局のほうから説明をお願いいたします。

○村松料金サービス課企画官　それでは、下線を中心に報告書の詳細につきまして、ご説明申し上げたいと思います。

まず、今回の見直しの趣旨と対象範囲でございますが、4ページ下段をごらんください。今次の見直しに当たっては、光IP電話の普及等の環境の変化を踏まえるとともに、制度稼働後2年あまりにわたる制度運用の実績を踏まえ、顕在化する課題等に的確に対

処するべく、制度の全般的な見直しを行ったものである。制度見直しの対象期間としては、ユニバーサルサービス制度の安定的運用を図る観点から、平成21年度から23年度までの3年間とし、24年度以降の2010年代初頭以降については、光IP電話や携帯電話等の普及状況等を踏まえた制度の方向性や課題の整理を行った。

続きまして、5ページからが3年間の制度の見直しでございます。1つ目の論点が、第1節、ユニバーサルサービスの範囲でございます。そのうち、まず加入電話でございますが、6ページでございます。加入電話の加入数の減少が続く一方、携帯電話、光IP電話が急速に普及し、加入電話に代替またはそれを補完してきており、その動向を踏まえ、加入電話のユニバーサルサービスとしての今後の取り扱い、携帯電話、光IP電話をユニバーサルサービスの対象とすることの適否について検討を行った。加入電話の契約者回線は4,000万契約を割ったところであるが、今後の3年間については、依然として固定音声電話の利用者総数の過半を占めている状況が続くと想定される。携帯電話については、1億契約を超え、その普及が拡大しているが、その人口カバー率は、99.8%で、いまだ携帯電話を利用できない居住エリアが残っており、加入のための費用は加入電話に比べ、依然割高な状況にある。下段でございますが、光IP電話については、776万契約にとどまっており、今後3年間については、その加入数が加入電話のそれを逆転することはないと見込まれる。また、ブロードバンドサービスを含めた加入のための費用は加入電話に比べ割高な状況にある。以上を踏まえて、考え方でございますが、7ページ上段でございます。以上のことから、引き続き加入電話をユニバーサルサービス制度の補てんの対象とすることが適当である。

続きまして、下段のイ、公衆電話でございますが、戸外でも利用できる新たな通信手段として、携帯電話が普及を拡大してきており、公衆電話を今後もユニバーサルサービスの対象とすることの要否について、現在の戸外における通信手段の利用動向や利用者の意識等を踏まえ、検討を行った。考え方でございますが、9ページの下段をお開きください。携帯電話の普及等に伴い、戸外における最低限の通信手段としての公衆電話の役割が従前に比べ低下してきていることは否定できない。しかし、公衆電話の役割を完全に代替できる戸外の通信手段は、携帯電話を含め、未だ登場してきていないと判断される場所である。さらに、ユニバーサルサービス料を負担している利用者の意識として、第一種公衆電話をユニバーサルサービスの対象とすることが必要との声の大きいことを鑑みると、第一種公衆電話をユニバーサルサービスの補てん対象から外すことは適

切ではない。

続いて10ページ、ウ、緊急通報でございますが、緊急通報については、国民生活上の重要性は従来に比して増すことはあっても、減少することはないところであり、引き続き、ユニバーサルサービス制度の補てん対象とすべきである、という結論をいただいているところでございます。

2点目の論点が、第2節、コストの算定・負担方法でございます。これについての現状の課題でございますが、12ページの下段がコスト算定方法の課題でございます。平成19年9月に、ベンチマーク水準が「全国平均費用」から「全国平均費用＋標準偏差の2倍」に改正され、運用されている。なお、当該措置は、当分の間の措置である。き線点RT-GC間伝送路コストについては、平成19年9月の答申において、「当分の間の措置として、従量制接続料の原価に算入」しているということで、この点が、11ページの図表7にあらわしているとおりの見直しでございます。13ページ上段にかけまして、このため、利用者負担の抑制を図る観点から制度改正された経緯を踏まえつつ、現行の算定方法を今後も継続すべきか否か等について検討を行った。

13ページ下段がそれについてのコスト算定方法の考え得る選択肢でございます。14ページ上段に行きまして、コストの算定方法については、①ベンチマーク水準を全国平均費用とし、き線点RT-GC間伝送路コストを基本料費用とする案、②ベンチマーク水準を「全国平均費用＋標準偏差の2倍」として、き線点RT-GC間伝送路コストは段階的に接続料費用に算入する案、③ベンチマーク水準を「全国平均費用＋標準偏差の2倍」とし、き線点RT-GC間伝送路コストの接続料への段階的付け替えを50%にとどめる案、の3案について検討を行った。

続いて、(イ)がコスト負担方法の考え得る選択肢でございます。15ページの中段でございます。コスト負担方法については、①電気通信番号ベース、②通信量ベース、③双方の併用方式、の3案について検討を行った。

その組み合わせによります補てん対象額と予測値の試算、(ウ)のところでございます。コスト算定方法の2案、コスト負担方法の3案を組み合わせた6つの案とコスト算定方法として、き線点RT-GC間伝送路コストの付け替えを50%にとどめる案を加えた合計7案について、今後3年間の補てん対象額等、番号単価、GC接続料水準の予測値の試算を行うとともに、それぞれの案についてのメリット・デメリットを比較し、検討を行った。組み合わせは、その下の図表8のとおり、算定方法、負担方法を合わせ

まして、組み合わせ7案を試算してございます。7案各案についての補てん対象額等の予測値の試算結果は別紙のとおりであるということで、これは40ページのほうに掲げてございます。こちらにございますように、21年度から23年度までの対象期間3年間につきまして、それぞれの案の補てん対象額、黄色いところでございます。それから、各負担方法によりまして1単位当たりの負担額、参考としまして緑のところでございますが、GC接続料水準ということで、予測値を試算して検討いただいたところでございます。

本文のほうに戻っていただきまして、考え方でございますが、17ページでございます。まず、加入電話でございますが、18ページの上段をごらんください。加入電話については、制度の趣旨からはベンチマーク水準を全国平均に戻すことが本来のあり方であると考えているが、平成19年度の見直しの前提となった利用者転嫁が続く状況においては、接続料水準への影響に配慮しつつ利用者負担の抑制を図るとともに、制度の安定性を確保するためには、現行の方式が最も適切である。続きまして公衆電話でございますが、NTT東・西において経営効率化に努めているものの、平成19年度においても、全ての収容局において赤字となっており、制度稼働時の状況と比べ変化はなく、現行の収入費用方式を継続することが適当である。緊急通報につきましては、緊急通報の重要性等について変化はなく、引き続き現行の方式を継続することが適当である、という結論をいただいているところでございます。

続きまして、コスト算定方法のもう一つの論点でございます、オ、IP化の進展に伴うコスト算定方法の見直しでございます。まず、(ア)現状の課題でございますが、FTTHの普及をはじめとするIP化の進展に伴い、加入電話が減少する一方で、光IP電話の加入者が大幅に増加してきている。このような傾向は、都市部を中心にした、「高コスト地域以外の地域」において顕著な状況となっている。これに基づきます影響でございますが、2つございますうちの1つでございますが、19ページ下段でございます。このような状況の中、加入電話から光IP電話への移行が進展することによって、加入電話の加入数が減少することにより、次の影響が発生する。都市部を中心に回線数が減少することで、全国平均コストが上昇することとなり、これによってベンチマーク水準が上昇し、補てん対象額が減少するというので、この影響が図表10に示しておりますベンチマーク水準の上昇によりまして補てん対象額の減少でございます。もう一点の影響でございますが、20ページ下段でございます。都市部におけるNTT東・西の

加入電話の回線が光 I P 電話等に移行することにより、当該移行回線は、接続料を負担しないことになる。21ページの冒頭に行っていただきまして、この結果として、NTT東・西においては、従前、都市部の黒字で高コスト地域の赤字を内部補てんする構造にあったが、メタル加入者回線のコストを負担しなくなる回線が増加し、当該黒字幅が減少し、内部補てんの原資が失われてきており、高コスト地域におけるユニバーサルサービスの維持が困難となるおそれがある。

その課題に対します考え得る補正方法でございます。2つの課題のうち、ベンチマーク水準の上昇による補てん対象額の減少についての課題を解消するためには、現行のコスト算定方式を前提とする場合においては、制度稼動時以降、加入電話から光 I P 電話へ移行した回線数を加入者回線数に加算するという方法が考えられるということで、その算定方法が図表11に掲げています補正方法でございます。もう一つの課題の対応でございますが、22ページの冒頭でございます。メタル加入者回線コストを負担する事業者の範囲の減少による内部補てんの困難化についての課題に対応するためには、従来、メタル加入者回線コストについて地域コストを平均化して補てん額が生じないよう補正していることを取りやめることとし、地域別のコストを用いる方法に改めたうえで、補てん対象として補てん対象額を算定する方法が考えられる。

その補正についての考え方でございますが、22ページ下段でございます。加入電話から光 I P 電話へ移行した回線数を加入者回線数に加算するという補正方法については、加入者回線を撤去できない過渡期的な状況においては、高コスト地域における加入電話の維持を図るためには、光 I P 電話への移行に伴う補てん対象額の減少を補正する必要があります。もう一つの補正につきましては、23ページでございます。メタル加入者回線コストについて地域別コストを用いる方法については、制度の安定的運用の観点からは、引き続き、内部補てんの困難化の推移を見守りつつ、その必要性を継続的に検討することが必要である。光 I P 電話移行分を加算する補正に加えて、メタル加入者回線コストに関する補正もあわせて行うことは、コスト算定方法の仕組みが極めて複雑になり、制度変更に対する理解を得ることは難しい。以上のことから、I P 化の進展に伴い発生する課題への対応としては、メタル加入者回線コストに関する補正は行わず、加入電話から光 I P 電話へ移行した回線数を加入者回線数に加算するというコスト算定法上の補正を行うことが適当である。その場合の試算が、下の図表12でございます。試算結果によると、各年度の補てん対象額は、補正を行わない場合の額から概ね10億円程度の増

加となるものの、番号単価は、ほぼ同額の水準にとどまる見込みである。

続きまして、コスト負担事業者の範囲の論点でございます。まず、(ア) 中継系事業者に関する課題でございます。ヒアリングに参加した事業者から、受益者負担の観点から、中継系事業者も含めるべき、との意見が提出された。下段に行きまして、より受益の実態に対応した負担とするために、電気通信番号ベースに加え、通信量も加味する方法も考えるところであるが、この併用方式については、中継系事業者も負担事業者に捕捉できるメリットがある一方、制度が複雑になるおそれがあり、また、通信量ベースの負担について利用者への転嫁が行われる場合には、利用者負担の抑制にはつながらないと考えられることから、今後の3年間については、電気通信番号ベースの負担方法を継続することが適当である、とされております。なお、この場合でも、中継系事業者については、平成19年度の見直しに伴い、従来、基本料費用とされてきたき線点RTG間伝送路コストを接続料として負担していることから、負担の公平性を確保しうると考えられる、ということでございます。

続きまして、(イ) 負担事業者の事業規模の論点でございます。ヒアリングに参加した事業者から、負担事業者の基準（前年度の電気通信事業収益10億円超）について、基準を撤廃すべきとの意見、反対に、支援業務の簡素化の観点から、従来どおり事業者範囲を限定したほうがよいとの意見の提出があった。そこで、負担の公平性の観点、支援機関の業務の簡素化の観点から、現行の基準の適否を検討した。収益が10億円以下の電気通信事業者は10社で、2社については、平成19年度の収益が10億円を超え、平成20年度認可からは負担事業者となるとされている。3社については、稼働電気通信番号数がゼロであり、10億円超の基準を見直しても、負担事業者には該当しない。残り5社の保有する稼働電気通信番号数が大きくはないこと等を勘案すると、支援機関の業務の簡素化の観点も踏まえ、現時点では、現行の基準を変更する状況には必ずしもない。

続きまして26ページ、周知広報でございます。こちらにつきましては、ヒアリングのご意見等を踏まえまして、中段の下にございますが、国、支援機関、負担事業者は、引き続き、それぞれの立場で、消費者保護の観点から、今後も、ユニバーサルサービス制度の周知広報の一層の充実に努めるべきである。特に負担事業者については、例えば、料金明細書等において、ユニバーサルサービス制度の説明等をより分かりやすく記載するなど、利用者転嫁の理由も含め、利用者の理解を得る取り組みが求められる。また、

支援機関においては、その活動や予算等の情報公開について、その一層の充実を図ることが求められる。続きまして、イ、基本料の取り扱いは27ページでございます。基本料については、平成18年11月の答申において、NTT東・西に対して基本料体系の在り方に関する検討の継続を要望した経緯にある。同要望を踏まえて適切に対応されることが求められる。

続きまして、28ページからが2010年代初頭以降のユニバーサルサービス制度の課題の整理でございます。まず、第1節、2010年代初頭以降（第1期）でございます。光IP電話の加入数が固定音声電話の利用者総数の過半を占めることとなった時点から、PSTNがIP網への移行が完了するまでの期間を「2010年代初頭以降（第1期）」とし、課題の整理を行った。まず光IP電話のユニバーサルサービス化の検討でございます。29ページの中段でございます。光IP電話の加入数が固定音声電話の利用者総数の過半を占めるような段階においては、光IP電話をユニバーサルサービスの範囲と整理することについて検討する必要がある。続いて、PSTNの撤去を認める要否の検討でございます。PSTNとIP網の2つのネットワークの維持を続けることによる社会的コストの増大を避け、PSTNからIP網への移行の流れを妨げないようにするため、PSTNの撤去等を認めることを検討することが必要である。

続きまして30ページ、適格電気通信事業者でございます。NTT東・西以外の光IP電話を提供する電気通信事業者が適格電気通信事業者となりえること、複数の事業者が適格電気通信事業者となることが想定されることを踏まえ、適格電気通信事業者の要件や業務区域について検討することが必要である。

続いてウのところ。まず、コスト算定方法の検討でございます。光IP電話をユニバーサルサービスの範囲と整理する場合には、光IP電話のコスト算定方法について検討することが必要である。コスト負担方法の検討につきましては、光IP電話は電気通信番号が付与されていることから、引き続き、稼動している電気通信番号数をベースに応分の負担を求めるという方法をとることが適切であると考えられる。

続いて携帯電話等のユニバーサルサービス化の検討でございます。2010年代初頭以降（第1期）においては、不感地域の解消が進むとともに、料金の多様化・低廉化が進展し、世代・地域における利用実態にも変化が生じると考えられることから、携帯電話をユニバーサルサービスの範囲と整理することの要否については、その料金水準や普及状況、利用実態等を踏まえ、引き続き、検討していくことが必要である。

第2節が、2010年代初頭以降（第2期）の課題整理でございます。PSTNからIP網への移行が完了した後の期間を「2010年代初頭以降（第2期）」とし、課題の整理を行った。まず、アのところで、ユニバーサルアクセスの概念の導入の検討でございます。利用者がFTTH、4G等多種多様なブロードバンドサービスを受けることができる環境においては、アクセス網を経由して一定の要件を満たすサービスが利用可能である状況（ユニバーサルアクセス）を維持するため、不採算地域における当該アクセス網の維持費用の一部をユニバーサルサービス制度の補てん対象とするという考え方を採用することが適当である。

32ページ、イのところが、適格アクセス事業者の選定方法でございます。全国各地域で、様々なブロードバンドアクセスが提供されていると考えられることから、適格電気通信事業者（適格アクセス事業者）として、複数の事業者が指定されることが想定される。33ページの上段に行きまして、経済合理性のほか、事業の安定性・継続性といった観点も考慮しつつ、適格アクセス事業者の選定方法について検討することが必要である。続きまして、退出の際の対応でございます。適格アクセス事業者がやむを得ず市場から退出せざるを得ない状況も起こりうることを踏まえ、そうした事態における最終的なサービス提供の確保について検討することが必要である。

続きまして、ウ、コスト算定方法でございます。複数の伝送形態・複数の適格アクセス事業者が想定されるユニバーサルアクセスの概念を導入する場合、コスト算定はどのような方法により行うことができるか検討が必要である。下段のほうはコスト負担方法でございます。34ページの上段に行きまして、あらゆるパケット流通の確保が可能という一定の受益が確保されることとなることが想定されるので、現行の電気通信番号ベースによる拠出方法の変更が求められ、また負担事業者についてもその範囲について検討することが必要である。

次が、適切な基金規模を踏まえた検討でございます。高コスト地域におけるユニバーサルアクセスの維持の必要性や負担事業者の範囲等を総合的に勘案し、適切な基金規模を想定して、コスト算定・負担方法等の制度設計をすることが必要である。

続いて35ページが、第3章、次期見直しに向けた課題等でございます。平成24年度以降に適用する制度を検討する次期見直しが円滑に着手できるよう、総務省においては、適格電気通信事業者等の関係者の協力を得て、次期見直しの開始時までには、あらかじめ、次期見直しにおける論点検討に資する諸課題の整理を行っておくことが求められ

る。まず、(ア) P S T Nから光 I P 電話への移行でございます。現時点において、P S T Nから I P 網へのマイグレーションの具体的な展望は明らかにされていないということで、整理すべき課題としましては、36 ページ上段にございますとおり、P S T Nから光 I P 電話への具体的な移行展望等がございます。

次が、(イ) 利用者及び関係事業者への情報提供でございます。P S T Nの撤去等が認められ、加入電話サービス等が停止されることが可能となった場合の対応についても、課題の整理を行った上での検討が必要となるということで、仮に、メタルサービスを停止することが明らかになった場合、利用者及び関係事業者への情報提供の具体的な手法や時期。

次が、(ウ) 光 I P 電話をユニバーサルサービスとする場合の課題でございます。加入電話に加え、光 I P 電話をユニバーサルサービスの範囲と整理することについて検討することが考えられる。その場合においては、光 I P 電話の料金水準やサービス品質が重要な判断要素となるということで、整理すべき課題としましては、37 ページの上段にございますとおり、光 I P 電話の料金水準等の提供条件や加入電話と同等の品質・サービスレベルに関する方向性でございます。

次が、(エ) モビリティのあるサービスをユニバーサルサービスとする場合の課題でございます。今後、人口カバー率がさらに改善するとともに、料金水準の低廉化も進むことが想定され、モビリティのあるサービスについて、ユニバーサルサービスの範囲と整理することの要否について検討が必要であるということで、整理すべき課題としましては、携帯電話をはじめとするモビリティのあるサービスの普及状況、サービスの高度化あるいは展開の方向性。

続いて、(オ) がユニバーサルアクセスの検討に向けた課題でございます。次期の見直しの際には、特に2010年代初頭以降(第2期)のユニバーサルアクセスの在り方について、より一層具体的に課題の検討・整理を行い、次々期の制度見直しに資することが必要であるということで、38 ページの上段にございますとおり、F T T H、4 G等のブロードバンドアクセスの動向(普及状況、技術動向等)でございます。

続いて、イ、次期検討に必要な情報の提示ということで、総務省においては、次期検討に必要な諸課題について整理しておく必要があり、その課題整理にあたっては、適格電気通信事業者であり、かつ、光 I P 電話への移行を推進するN T T 東・西には、当該課題整理に資する展望・情報等の積極的な提示が期待されるとしてございます。

最後に、終章でございます。見直し後の制度が3年を待たずして機能しなくなると判断される場合には、予定の期間にかかわらず、改めて制度の在り方を速やかに検討する必要がある、としているところでございます。

以上が報告書の説明でございます。

○東海部会長　ありがとうございます。以上のように、ユニバーサルサービス政策委員会で約半年近くにわたって議論されました本件に関しまして、報告書が本部会上がってまいりましたので、本部会といたしましては、これをこれから意見招請をするための答申案とすることが適切かどうかを、今日ご議論いただきたいというところでございます。どうぞ、ご質問、ご意見をいただきたいと思っております。

高橋委員も、ユニバーサルサービス政策委員会にご参加なさいましたが、何か補足することはございましょうか。

○高橋委員　はい。ユニバーサルサービス委員会で半年、かなり難しい部分もご説明いただいた上で、毎回意見を出すというノルマを重ねて、もう議論は尽くしたかなと考えております。

私自身は補足することなく合意に至って、こういう報告書が出ていますので、むしろ部会で初めて接しられたた齋藤委員とかにご意見を伺ったほうがいいのかと思っております。

かなり易しくしようということで報告書もみんなで検討いたしましたが、やはり利用者の理解、納得を得るにはまだまだ難しいというふうに、今ご説明を聞いていて感じました。ですので、総務省をはじめ、関連事業者とか皆が情報提供に努めて、さらにおくれることなく次のフェーズの検討を開始しなければいけないと感じたところでございます。感想で恐縮ですが、以上です。

○東海部会長　ありがとうございます。ほかにいかがでしょう。

○安田委員　よろしいですか。今、最後に高橋委員がおっしゃったのと同じ感想を持っています。意見としてはこれでよろしいと思っておりますが、2010年代というところが、感覚として案外早く来るのではないかと感じております。音声だけという時代ではない時代が来る。もっと幅広く、対象も考えなくてはいけないし、負担するほうも幅広く考えなくてはいけないのではないかと。そういった意味でつけ加えれば、後半に書いてある部分が少し急いだほうがいいのかと思います。当面はここに書いてあることで賛成です。

○東海部会長　酒井さん、何かございますでしょうか。

○酒井委員 2010年以降については全くおっしゃるとおりだと思います。ただ、中に2つ考え方がありまして、1つIP電話のほうは、ある意味では今の電話がだんだんIP電話に変わっていく。そういう意味で電話をユニバーサルサービスにしているの、それだったらIP電話も同じじゃなかろうか、どういうふうに負担していくのかという話だと思うんですね。それ以外に、例えばモビリティのあるサービスとか、ブロードバンドアクセスになりますと、これはユニバーサルサービスの範囲をもうちょっと携帯まで広げたほうがいいのか、それともブロードバンドまで広げたほうがいいのかということで、対象が少し変わってくるんですね。ですから、IP電話というところと、そこから先のところというのは、同じ問題だとは思いますが、多少意味合いが違うかなと私個人的には思っております。

○安田委員 よろしいですか。そのとおりだと思います。それゆえに、例えば今でもスカイプで結構話していらっしゃる方が多いわけですね。そうすると、これは番号がないという状態で、これは音声ですと。そうすると、やはり今まで音声の世界で考えていた以上のことを考えなくてはいけない世界が出てくるのかなと思います。そうすると、急にやるよりは急いだほうが良いと思っております。

○酒井委員 おっしゃるとおりです。

○安田委員 考え方のフレームワークから変えていかななくてはいけないかもしれないということだと思います。

○東海部会長 私も全く同感でございまして、今回のユニバーサルサービス政策委員会の報告書は、3つのステップといいたしでしょうか、ステージ、フェーズに分けて議論をいたしましたけれども、最初のこれからの3年間の環境変化の認識は十分に行っておられたように思います。そういう意味では、今おっしゃったこと、既に今から環境の分析等を始めていかなければならないということについては、皆さん認識されておられる。ただし、具体的なユニバーサルサービスのコストの算定、あるいは負担の方法といった構造については、少なくともこの3年間は、基本線を維持しながら微調整をしていく。そういう姿勢でまとめられたのではないかという見方をいたしておるところでございます。ほかに何かございましょうか。どうぞ。

○齋藤委員 固定電話という、恐竜のように死にゆく技術と思われるものが、いまだに過半数を占めている、その過渡期においては、こういうちょっとわかりづらい、しかも公平性というのがまだ担保されない、そういう形でいくのはいたし方ないことなんだろう

うなと思いながら、この報告書を拝見しておりました。ですので、これに関しては全く異存はございません。けれども、もしできることなら、今後どういう技術革新が考えられるのか、その方向性などが少し明るい形で書かれていたらいいなという気はいたしました。

○東海部会長　何か、よろしゅうございますか。

○酒井委員　私は結構です。おっしゃるとおりだと思います。

○東海部会長　そんなに暗くはないと思いますよ。先のほうは明るく書いてありますし。

ほかにいかがでございましょうか。私から1つ、これは事務局のほうに確認をさせていただきたいと思いますが、電気通信事業政策部会においては、このユニバの問題以外に接続政策についてもしっかりとした取りまとめをしていかなければならないということになるかと思っております。そういう意味において、今般のユニバのとりあえずの3年間という期間の整理につきましては、例のき線点R T-G C間伝送路コストの負担については、従来の形をそのまま、当面の間の暫定措置としてやったものにつきましても、そのままの形でもって3年間の負担をするということにいたしました。したがって、これは接続政策としては果たしてどうあるべきかということについては、できるだけ早急にこれについての回答を整理していかなければならないのではないかと思います、その辺の時期的な問題、接続の検討の時期というのは、おそらく少し先だろうと思いますが、その時期も含めまして、簡単に解説をしておいていただきたいと思うんですが。

○村松料金サービス課企画官　今、部会長からお話がありました、き線点R T-G C間伝送路コストの当面の措置につきましては、まず昨年度、接続委員会、それから事業部会のほうでご審議、結論を出していただいたところございまして、その中では第4次モデル、ですから平成20年から21、22年度までに適用する接続料制度の在り方という3年間を見越して、接続料への影響等をご審議いただいたところございます。

今回、ユニバーサルサービス政策委員会でご議論いただきました対象期間も、コスト年度としましては全く同じ期間でございますので、その間につきましては、当面の措置を継続するという結論を出していただいたところでございます。

次の見直しの機会といたしましては、いわゆるLRICの5次モデル、ですから平成23年度以降をターゲットにしまして、接続料の在り方を検討する機会が22年度に来ますので、その時点におきまして、今回の当面の措置ということで継続することにしましたき線点R T-G C間伝送路コストの扱いにつきましても、また改めて接続料、それ

からユニバーサルサービス制度両方への影響を含めまして、検討いただくことになるのではと考えているところでございます。

○東海部会長　　ありがとうございました。この何年間かの間、接続料とユニバのコストの負担関係というのは、やりとりが何件かあったわけでございますので、そのあたりのバランスをどういうふうに考えていくかというのは事業政策部会の役割かと認識をいたしております。今、お話のございましたようなスケジュールになろうかと思えますけれども、ぜひともその両方の視点、今回のユニバのほうの政策委員会の取りまとめが強い形で、場合によっては接続料のプレッシャーになるということになれば、接続政策としてはやはりしっかりとした検討の課題としていかなければならないと思っておりますので、そのあたりを踏まえておかなければならないと私は理解しているところでございます。

ほかに、いかがでございましょうか。特にもしご意見がさらになければ、この報告書をこの部会の答申案として了承することといたしまして、意見招請を行う手続に入ってよろしゅうございましょうか。

（「異議なし」の声あり）

○東海部会長　　ありがとうございました。それでは、ご了承いただきましたので、これを意見招請という形にさせていただきますが、意見招請の期間は、11月27日木曜日までとさせていただきますと思います。

なお、本件につきましては、報道発表するほか、インターネット等に掲載するなど公告をいたしまして、広く意見の募集をするという形をとらせていただきたいと思っております。また、意見招請をいただいたものにつきましては、引き続きユニバーサルサービス政策委員会において検討していただくという形をとらせていただきたいと思っております。

閉　　会

○東海部会長　　以上で本日の審議は終了でございますが、委員の皆様方から何かございますでしょうか。事務局から何かございましょうか。

○副島管理室長　　特段ございません。

○東海部会長　　ありがとうございました。それでは、以上で本日の会議を終了いたしま

す。なお、11月18日につきましては休会となりましたので、次回の会議日程につきましては、別途決まり次第、事務局よりご連絡をさせていただくところとなります。

以上で閉会とさせていただきます。ありがとうございました。